

中島岳志、『パール判事—東京裁判批判と
絶対平和主義』白水社、2007年、309 p.

山本博之*

ラーダービノード・パール判事は、東京裁判で被告人全員の無罪を主張した。ただし、パールの主張は、東京裁判が依拠した「平和に対する罪」「人道に対する罪」が事後法であって連合国には裁く権限がないというものであり、日本の指導者の道義的責任まで免責したものではなかったし、東京裁判が「通例の戦争犯罪」を裁くことは積極的に容認していた。このことを、パールが法廷に提出した意見書（いわゆる「パール判決書」）の内容に照らして論じたのが本書である。

本書の概要は以下のとおりである。

序章では、パールの議論が「日本無罪論」とみなされ、「東京裁判史観」を批判する論客によってご都合主義的に利用されていると批判し、パールの思想や主張の全体像を明らかにするという本書の目的を示している。

第1章「前半生—法学者として」では、東京裁判に対するパールの考え方を理解するうえで重要な2つの思想的背景を明らかにしている。現実社会の「法」の背景に「リタ」（神の意志）があるとするヒンドゥー法の考えは、政治状況や権力者の都合で法を操作してはならないという考えに通じている。また、パールが対日協力を行なったボースではなく日本に批判的だったガンディーの思想

的系譜を引いていたことから、パールが決して日本に同情的だったわけではないとの主張が導かれている。

第2章「東京裁判」は、東京裁判の概要をまとめている。国際社会の一員として認知を求めるインドと、アジア諸国に対して差別的との批判を避けたい米国の思惑が合致し、東京裁判でインド人判事が認められた。

第3章「パール判決書」は、長大なパール判決書の内容を整理して紹介したもので、本書の議論の核となる部分である。

第4章「パール判事へのまなざし」は、パール判決書がどのように読まれたかを整理している。判決直後には一般公開されず、1952年に田中正明の『日本無罪論』が刊行され、これによって一般の国民がパール判決書に接する機会を得た。

第5章「再来日」は、1952年に世界連邦建設同盟に招かれて日本を訪問したパールの言動を紹介している。日本が米国への傾斜を強めていた状況で、パールは絶対平和主義の立場から日本の再軍備を強く批判した。

第6章「晩年」は、1953年と1966年の来日時の言動を紹介し、1967年に亡くなるまでにパールが発したメッセージを紹介している。

終章では、パールの思想を正しく理解せず、都合のよい部分だけ切り取って自らの主張を正当化しようとする態度を批判している。

本書の意義は、パール判決書の内容を幅広い層の読者にわかりやすい形で整理して提示しようとしたことと、インド研究の立場から

* 京都大学地域研究統合情報センター

パールを紹介したことの 2 点にある。前者は、パール判決書に実際に何が書かれていて、何が書かれていないかを確認する作業である。後者は、パール判決書を読むだけではわからないパールの思想や主張を明らかにすることである。この 2 つは本来互いに矛盾するものではないはずだが、限られた紙幅で両者とともに満たそうとしたことが、本書の特長であると同時に弱点にもなりうると思われる。

本書は論壇やインターネット上の活発な議論を引き起こした。ただし、そこで展開されている議論は、パール判決書の言葉をどう理解するかという点に集中しているようである。むしろ、パール判決書を正確に理解することの重要性を否定するつもりはない。ただし、パールの言葉や思想を参照基準のひとつとして、日本や日本人が過去に行なったことをどう捉え、現在や将来にどう位置づけるかを考えることも重要であるはずである。これについての議論は十分に展開されているといいたい。

本書がこのような論争に巻き込まれたことの原因は本書の性格にある。本書は、パール判決書の言葉を正しく理解しているかという一点に集中して議論が展開されている。そのため議論は明快だが、判決書の読みが正しいか誤りかの二者択一の議論となっているため、読者も本書の主張を正しいか誤っているかの二者択一で論じることになる。

本書が長大かつ難解なパール判決書の主要な論点をほぼ網羅的に紹介したことの意義は強調されるべきである。著者はパールの主張と自身の解釈を分けるためにパールの主張を

原文で抜き出し、すべての引用箇所判決書の掲載箇所を示し、検証可能な形でデータを提示している。

ただし、この方法でパール判決書の全容を紹介するには、引用箇所を大幅に取捨選択する必要がある。そのため、個々の引用が適切な文脈に置かれているかが問われることになる。以下では、紙幅の都合から、共産主義批判と世界連邦の理想の 2 点を検討したい。

著者は、パールが判決書で「共産主義の脅威」に対する警告を繰り返したとする (p. 139)。これは、国際社会が自己防衛の権利を認めていることを確認したうえで、中国の共産主義勢力が自前の法律、軍隊、政府をもっていたことから、共産主義勢力の拡大に「善意を持って」憂慮した外国による中国への内政干渉がどこまで認められるかを検討する箇所の記述である。パール判決書で、本書 pp. 138-139 の引用箇所の前に「一般に感じられていることは」、後ろに「かような感情が正当なものであるかどうかは、本官の論すべきことではない」とあることを考えるならば、パールが判決書で共産主義批判を展開したとする議論は十分に説得的でない。¹⁾

また、著者はパールが世界連邦の理想に向けた漸進的な改革を唱えていたとする (p. 134)。この引用箇所は、国際社会において戦争が犯罪であるか否かを検討するうえで、国際社会における権威は国家主権であると論じた部分である。パールは、世界連邦は

1) この点は [小林 2008: 172-176] でも指摘されている。家永三郎によるパール批判の検討については [牛村 2006: 172-179] を参照。

理想的であったとしても現実には存在していないと論じているのであって、これをもってパールが世界連邦を理想としていたとするのは説得的でない。なお、パールは判決書の中で国際法が（国家ではなく）個人を究極の主体とすべきときが来たとの意見を表明している〔東京裁判研究会（上）1984: 383〕。また、国家の特別の価値を認めたとはいえ、国民の利益が人類全体の普遍的目的と関係をもっており、諸国分立の時代は国際社会の時代であると論じている箇所〔東京裁判研究会（上）1984: 359〕は、パールの考える世界連邦とナショナリズムの関係をj知るうえで興味深いだけでなく、互いに戦わないナショナリズムの可能性が論じられており、今日においてもその重要性は失われていない。ナショナリズム論を専門とする筆者には、この方向での議論の展開が期待される。

以上はパール判決書の記述に限定された議論であり、パールの思想の全体を検討したものではない。この不足を補うため、著者はパールの生い立ちからパールの主張と思想を論じている。その意味で、本書は第1部こそがインド研究者の手によるパール研究としての最大の特長であるといえる。ただし、そうであるからこそ、パールの生い立ちやガンディー主義との関係に関する個々の分析が十分に展開されていない点がとても残念に思われる。

たとえば、なぜパールはヒンドゥー法を学んだのか。著者は、ヒンドゥー教の体系はもともとインドに存在せず、インドを植民地支

配したイギリスが古典籍を研究して体系化し、それを現実のインド社会に投影したものにすぎなかったためとするが（p. 32）、これではパールがイギリスによるヒンドゥー法の体系化をそのまま受け入れたとの印象を与えかねない。

これに対し、本来「自分たちのもの」でありながらイギリスによって与えられたヒンドゥー法を自らのものにするには、イギリスがヒンドゥー教の体系化の基礎としたサンスクリット古典籍を学び、それを自分たちの手で解釈しなおす作業が必要だったというような論の立て方も可能だったのではないか。

この考え方は、パール判決書を読み解こうとした著者の思いと共通するものがあるように思われる。牛村圭がいうように、21世紀の今日なおパール判決書の歴史解釈をもって戦前戦中の日本の行動の弁護を行なおうとすることは、60年近い歴史学の成果を認めない立場であって説得力を欠く〔牛村 2006: 174〕。しかし、日本やそこに住む人々の現在や将来を考えるうえで、パール判決書や他の歴史文書を参照することは決して無意味なことではない。

地域研究者は、その専門性を活かして、自らが所属する社会にどのように関わることができるのか。インド研究の立場からパールの思想を検討し、日本社会に関する発言を試みた本書は、この問いに対するひとつの答えである。本書の刊行を契機にインド研究者によるパール研究がさらに進み、日本社会やナショナリズムに関する議論が展開されることが期待される。

引 用 文 献

牛村 圭. 2006. 『「戦争責任」論の真実―戦後日本
の知的怠慢を断ず』 PHP 研究所.

小林よしのり. 2008. 『パール真論』小学館.
東京裁判研究会編. 1984. 『共同研究 パール判決
書』(上・下) 講談社.